地 縁 団 体
ハ ン ド ブ ッ ク



様式編

令和８年１０月　改訂版

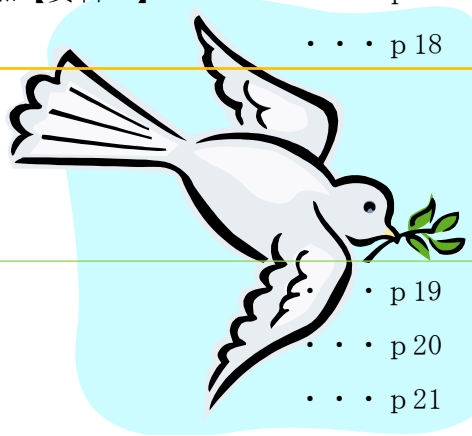
中津川市　地域づくり協働課

様式編　目次

・申請書等の入手方法　・・・p 2

法人化認可の申請時

・認可申請書【資料１】　・・・p 4
・規約【資料２】　・・・p 5
・法人化認可の申請等について総会で議決したことを証する書類【資料３】　・・・p 11
・構成員名簿【資料４】　・・・p 12
・良好な地域社会の維持及び形式に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
【資料５-１、５-２】・・・p 14
・代表者の就任承諾書【資料６】　・・・p 16
・代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無【資料７】　・・・p 17
・代理人の有無【資料８】　・・・p 18



法人化認可後

・告示事項変更届出書【資料９】　・・・p 19
・代表者の就任承諾書【資料１０】　・・・p 20
・規約変更認可申請書【資料１１】　・・・p 21
・認可地縁団体印鑑登録申請書【資料１２】　・・・p 22
・認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書【資料１３】　・・・p 23
・告示事項に関する証明書の交付請求書【資料１４】　・・・p 24
・委任状【資料１５】　・・・p 25

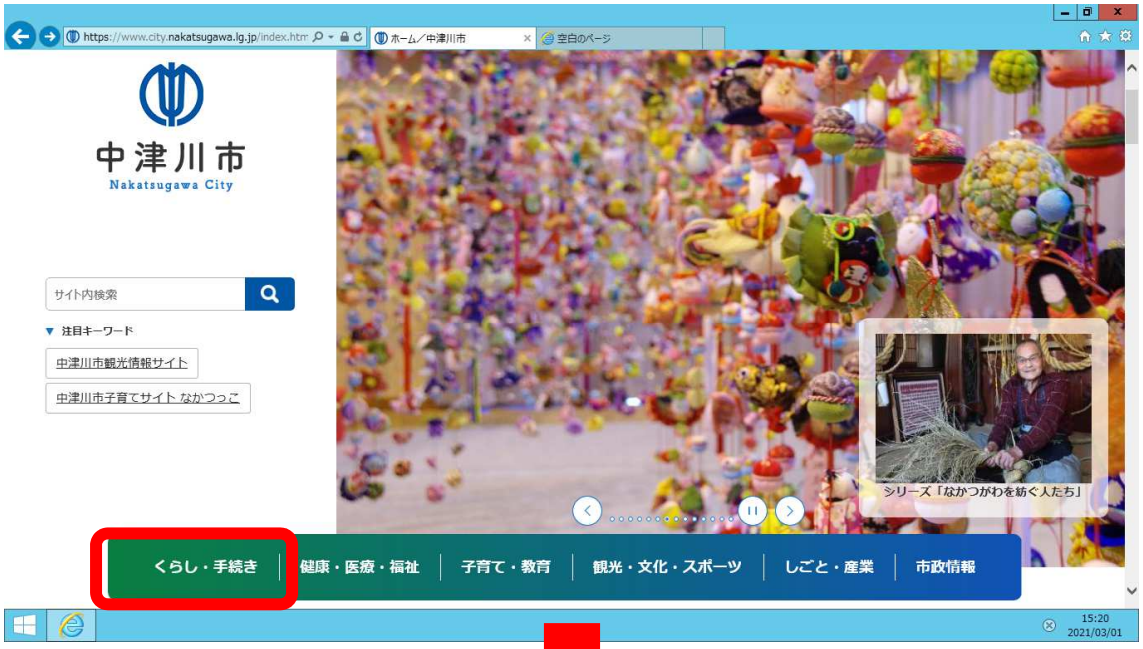
特例申請に係る様式

・所有不動産の登記移転等に係る公告申請書【資料１６】　・・・p 26
・申請不動産の登記移転等に係る異議申出書【資料１７】　・・・p 27

■ 申請書等の入手方法

申請書等の入手については、本町分庁舎の地域づくり協働課までお越しいただくか、中津川市ホームページ⇒くらし・手続き⇒地域づくり⇒自治会・区長会⇒地縁団体の認可のページからダウンロードしていただくことができます。

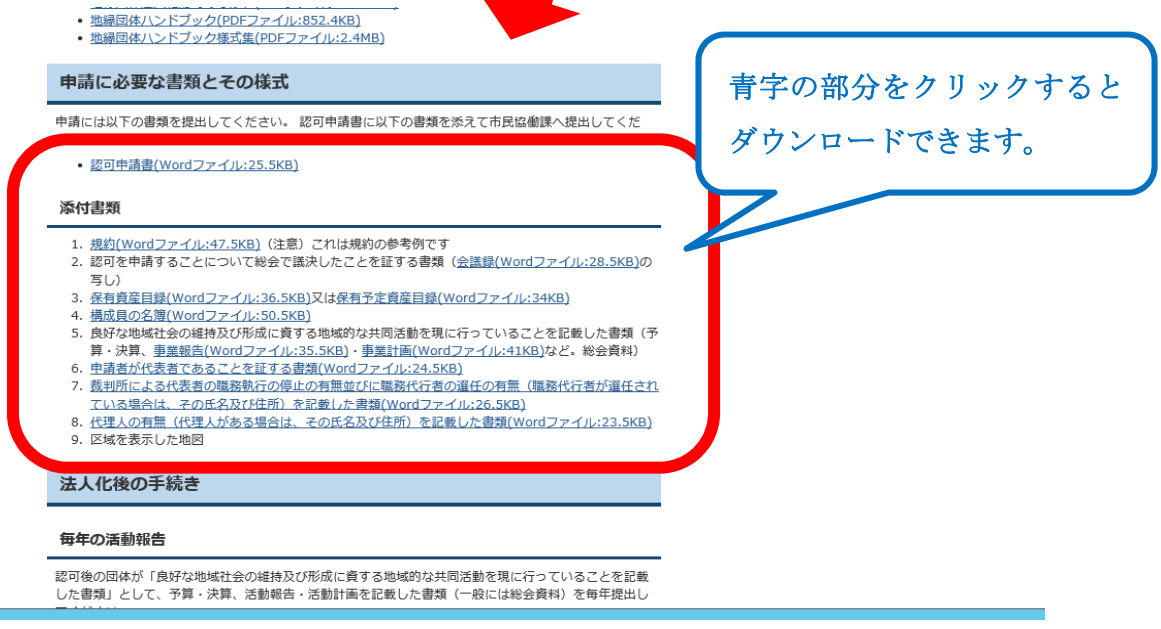
※印鑑登録や各種証明書の発行の手数料は無料です。











青字の部分をクリックするとダウンロードできます。

資料１

年　　月　　日

（申請日の日付）

中津川市長　様

認可を受けようとする地縁による団体の
名称及び主たる事務所の所在地
名　称　**（市へ届出た正式な名称）**
所在地　**（市へ届出た住所）※集会施設又は代表宅**
代表者の氏名及び住所
氏　名　**（代表者の氏名）**
住　所　**（上記代表者の住所）**

認　可　申　請　書

地方自治法第２６０条の２第１項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

１　規約　→**【資料 2】**
２　認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類→**【資料 3】**
３　構成員の名簿　→**【資料 4】**
４　良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類　→**【資料 5-1、5-2】**
５　申請者が代表者であることを証する書類　→**【資料 3、6】**

資料２

○○自治会（町内会）規約

第１章　総則

（目的）

第１条　本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

（１）美化・清掃等区域内の環境の整備

（２）集会施設の維持管理

（３）所有する山林の維持管理

（４）回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡

（５）＊＊＊＊＊＊

（名称）

第２条 本会は、○○会と称する。

（区域）

第３条 本会の区域は、中津川市○○△△番地から□□番地までの区域とする。

（主たる事務所）

第４条 本会の主たる事務所は、中津川市○○△△番地◇◇に置く。

第２章　会員

（会員）

第５条 本会の会員は、第３条に定める区域に住所を有する個人全てとする。

（会費）

第６条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入会）

第７条 第３条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、○○に　定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

２　本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退会等）

第８条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

（１）第３条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

（２）本人より○○に定める退会届が会長に提出された場合

２　会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第３章　役員

（役員の種別）
第９条 本会に、次の役員を置く。
（１）会長　１人
（２）副会長　〇人
（３）その他の役員（会計など）　〇〇人
（４）監事　〇人
（役員の選任）
第１０条　役員は、総会において、会員の中から選任する。
２　監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。
（役員の職務）
第１１条　会長は、本会を代表し、会務を総括する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
３　監事は、次に掲げる業務を行う。
（１）本会の会計及び資産の状況を監査すること。
（２）会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
（３）会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
（４）前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。
（役員の任期）
第１２条　役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。
２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
３　役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第４章　総会

（総会の種別）
第１３条　本会の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。
（総会の構成）
第１４条　総会は、会員をもって、構成する。
（総会の権能）
第１５条　総会はこの規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。
（総会の開催）
第１６条　通常総会は、毎年度決算終了後〇か月以内に開催する。
２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１） 会長が必要と認めたとき。
（２） 総会員の５分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
（３） 第１１条第３項第４号の規定により監事から開催の請求があったとき。
（総会の招集）
第１７条　総会は、会長が招集する。
２　会長は、前条第２項第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。
（総会の議長）
第１８条　総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。
（総会の定足数）
第１９条　総会は、総会員の２分の１以上の出席がなければ、開会することができない。
（総会の議決）
第２０条　総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（会員の表決権）
第２１条　会員は、総会において、各々１箇の表決権を有する。
２　次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の１とする。
（１）
（２）
（総会の書面表決等）
第２２条　止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
２　前項の場合における第１９条及び第２０条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。
（総会の議事録）
第２３条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１） 日時及び場所
（２） 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
（３） 開催目的、審議事項及び議決事項
（４） 議事の経過の概要及びその結果
（５） 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名をしなければならない。

第５章　役員会

（役員会の構成）

第２４条　役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

（役員会の権能）

第２５条　役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

（１）　総会に付議すべき事項

（２）　総会の議決した事項の執行に関する事項

（３）　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（役員会の招集等）

第２６条　役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

２　会長は、役員の〇分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に役員会を招集しなければならない。

３　役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも〇日前までに通知しなければならない。

（役員会の議長）

第２７条　役員会の議長は、会長がこれに当たる。

（役員会の定足数等）

第２８条　役員会には、第１９条、第２０条、第２２条及び第２３条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第６章　資産及び会計

（資産の構成）

第２９条　本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）　別に定める財産目録記載の資産

（２）　会費

（３）　活動に伴う収入

（４）　資産から生ずる果実

（５）　その他の収入

（資産の管理）

第３０条　本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

（資産の処分）

第３１条　本会の資産で第２９条第１号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。

（経費の支弁）

第３２条　本会の経費は、資産をもって支弁する。

（事業計画及び予算）

第３３条　本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

（事業報告及び決算）

第３４条　本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後３か月以内に総会の承認を受けなければならない。

（会計年度）

第３５条　本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

第７章　規約の変更及び解散

（規約の変更）

第３６条　この規約は、総会において総会員の４分の３以上の議決を得、かつ、中津川市長の認可を受けなければ変更することはできない。

（解散）

第３７条　本会は、地方自治法第２６０条の２０の規定により解散する。

２　総会の決議に基づいて解散する場合は、総会員の４分の３以上の承諾を得なければならない。

（残余財産の処分）

第３８条　本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第８章　雑則

（備付け帳簿及び書類）

第３９条　本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

（委任）

第４０条　この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定

める。

附　則

１　この規約は、〇年〇月〇日から施行する。

２　本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第３３条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

３　本会の設立年度の会計年度は、第３５条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。

（例）

資料３

会　議　録

１　開 催 日　　年　　月　　日（　　）　　時　　分から
２　場　　所　　中津川市　　クラブ
３　会 員 数　　人
４　出席者数　　人（出席　　人、委任状　　人）
５　開催目的　　地方自治法 260 条の２第１項の規定による認可地縁団体の設立
６　審議事項　　・議長の選出
・議事録署名者の選任
・成立宣言

議事録には役員選出（案）や事業計画（案）など、各議案の詳細が分かる資料を添付してください。

第１号議案　　規約の制定について
第２号議案　　法人化認可の申請をすることの承認について
第３号議案　　運営細則(案)の承認について
第４号議案　　役員選出(案)について
第５号議案　　年度事業計画(案)の承認
第６号議案　　年度予算(案)の承認

７　議事の経過

以上のとおり総会で議決したことを証します。

上記の議事の経過の要領を明確にするため、議事録を作り、議長、指名された署名者がこれらに署名する。

年　　月　　日

規約に基づいて議事録署名（必要であれば捺印）を行ってください。

（議事録署名者）

議　　長

選任署名者

選任署名者

（例）

資料４

構　成　員　名　簿

団体の名称

年　　月　　日現在

	氏　　名	住　　所	備　　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			

	氏　　名	住　　所	備　　考
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			

(例)

資料 5-1

年度　事業報告書

月	事業実施事項	事業内容等
４月	役員会（４／６）	年度事業計画及び収支予算等について
５月	第１回常会（５／１）	自治会長会議（４／１４）の報告 年度事業計画及び予算書等について
６月	第２回常会（６／１）	等について 検討会について 草刈等清掃作業計画について 清掃作業実施
７月	第３回常会（７／１） 共同作業（７／６）	草刈作業及び公会堂の庭木手入れについて について 草刈作業及び庭木手入れ等実施
８月	第４回常会（８／１） 防災訓練（８／３１） 第５回常会（８／３１） 共同作業（８／３１）	総合防災訓練について 保健体育委員の報告 クリーンキャンペーン等について 敬老会について 農事改良組合長の報告等 花壇の手入れ等
９月		国道や公会堂周辺の清掃作業実施
１０月	第６回常会（１０／１）	区民運動会について 赤い羽根共同募金活動について 鳥獣害対策について等
１１月	第７回常会（１１／１）	
１２月	第８回常会（１２／１）	選出について 新年会について

（例）

資料 5-2

年度　事業計画

１．運営方針

当地区も少子高齢化が一段と進み、地域における交流も希薄化となり『ふれあいの場』『憩いの場』などの機会を多く催し、地域が安心安全な地域の環境を考えた暮らしと、ゆとりある農林業を続けるために、この事業を推進する。

２．事業計画

地域のふれあい、環境美化を推進するため下記の事業を１年を通して行う。

３．年間行事

４月～３月	毎月　　日に常会を行う。	
２月	役員改選	
３月	作業 祭典 自治会総会	周辺草刈 環境美化
４月	祭典 環境美化事業	環境美化 集会所及び道路周辺の花壇整備
６月	市内一斉清掃	通学路等の草刈
７月	祭典	環境美化
８月	林道・共同草刈 祭典	環境美化
９月	市内一斉清掃	通学路等の草刈
１０月	山林除伐・下刈り等	山林管理
１１月	神社祭典	環境美化

その他事業

４月～３月	中山間地事業	
４月	祭典	
５月	祭典	
８月	神社祭典代参	
１０月	区民運動会	
１１月	神社祭典	

資料６

就任承諾書

私は、 ○○自治会
（認可地縁団体名） の代表者になること

を承諾します。

年　　月　　日

日付は認可地縁団体立ち上げを議決した総会日以降

氏名（自署）

自署で記入して下さい

住所

電話番号

生年月日　　年　　月　　日

資料７

代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無

地縁による団体の名称

代表者名

１　裁判所による代表者の職務執行の停止の有無

（１）　有

（２）　無

２　裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

（１）　有　　職務代行者選任有りの場合

職務代行者　氏　　名

住　　所

（２）　無

※　裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第２４条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申立ての目的を達するために行う処分です。
該当者のない団体は、「無」に〇をしてください。

資料８

代　理　人　の　有　無

認可を受けようとする地縁による団体の
名称及び代表者の氏名
名　称

代表者氏名

１　代理人の有無

（１）　有　　代理人有りの場合

代理人　　氏　名

住　所

（２）　無

※「代理人」は、地方自治法第２６０条の８の代理人及び第２６０条の１０の特別代理人をいいます。該当のない団体は、「無」の番号に○印をしてください。

参考：地方自治法

・第２６０条の８　認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

・第２６０条の９　認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

・第２６０条の１０　認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

（例　代表者の交代の場合）

資料 9

年　　月　　日

（申請日の日付）

中津川市長　様

地縁による団体の名称及び主たる
事務所の所在地
名　称　（市へ届出た正式な名称）
所在地　（市へ届出た住所）
※集会施設又は代表者宅
代表者の氏名及び住所
氏　名　（届出時点の代表者）
住　所　※新代表者ではなく前代表者

告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第 260 条の 2 第 11 項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1　変更があった事項及びその内容
代表者の変更
（新代表者の氏名・住所を記入）

2　変更の年月日
（新代表者の就任日）

3　変更の理由
（区・自治会の役員改選のため　など）

法人認可申請時の様式と同じです

資料 10

就任承諾書

私は、〇〇自治会（認可地縁団体名）の代表者になることを承諾します。

年　　月　　日

日付は代表者の変更を議決した総会日以降

氏名（自署）

自署で記入して下さい

住所

電話番号

生年月日　　年　　月　　日

資料11

年　　月　　日
（申請日の日付）

中津川市長　様

地縁による団体の名称及び主たる
事務所の所在地

名　称　（市へ届出た正式な名称）
所在地　（市へ届出た住所）
※集会施設又は代表者宅

代表者の氏名及び住所

氏　名　（届出時点の代表者）
住　所　※新代表者ではなく前代表者

規約変更認可申請書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

1　規約変更の内容及び理由を記載した書類

2　規約変更を総会で議決したことを証する書類

資料 12

第１号様式

認 可 地 縁 団 体 印 鑑 登 録 申 請 書

年　　月　　日

（申請日の日付）

中津川市長　様

登録しようとする認可地縁団体印鑑				
	認可地縁団体の名称		**認可登録した団体名**	
	認可地縁団体の事務所の所在地		**認可登録した所在地**	
	（資　格） 氏　　名	（　代表者　） 印	生年月日	年　　月　　日
	住　　所			

登録したい印（１辺 8～30mm の正方形に収まるもの

市に登録された代表者の個人印

上記のとおり認可地縁団体印の登録を申請します。

申請者　（本　人）

代理人　住所

氏名　**代表者の住所・氏名**

市に登録された代表者の個人印

印

（注意事項）

１　この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。

２　登録しようとされている認可地縁団体印鑑を併せて提出して下さい。

３　（資格）氏名欄の氏名の次に押印する印は、当市において登録されている代表者等の個人の印を使用してください（代理人による申請の場合も、必ず代表者等の個人の印を押印して下さい。）

４　(資格)氏名欄の（　　）には、代表者、職務代理者、仮代表者、特別代理人または精算人のいずれかを記載してください。

資料 13

第３号様式

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

年　　月　　日

（申請日の日付）

中津川市長　様

登録されている認可地縁団体印鑑				
	認可地縁団体の名称		**認可登録した団体名**	
	認可地縁団体の事務所の所在地		**認可登録した所在地**	
	(資格) 氏　名	(　　)	生年 月日	年　　月　　日

登録されている印

必要枚数を記入

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書　　枚の交付を申請します。

申請者　（本　人）

代理人　住所

氏名　**代表者の住所・氏名**

（注意事項）

1　この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。

2　(資格)氏名欄の（　　）には、代表者、職務代理者、仮代表者、特別代理人または精算人のいずれかを記載してください。

資料 14

年　　月　　日

（請求日の日付）

中津川市長　様

請求者

住　所　　請求者本人の住所

氏　名　　請求者本人の氏名

告示事項に関する証明書の交付について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１２項の規定により、次のとおり証明書の交付を請求します。

記

１　請求に係る団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

（１）名　　称　　（市へ届出た正式な名称）

（２）主たる事務所の所在地　市へ届出た住所（集会施設又は代表者宅）

（３）代表者の氏名　　（市へ届け出ている代表者氏名）

２　証明書の数　　必要枚数　通

住所表示の有無を選択

３　代表者等の住所の表示の申出の有無　（　有　・　無　）

資料 15

委　任　状

・必ず本人(委任者)が自署するか、記名(ゴム印、代筆、印刷等)の場合は押印してください。
・窓口で代理人の本人確認書類等(運転免許証等)を提示してください。

(あて先) 中 津 川 市 長

令和　　年　　月　　日
(請求日以前か同日)

私(本人)は、地縁による団体の認可に際し告示した事項に関する証明書の交付につき、下記の権限を代理人に委任します。

☑ 現在の代表者の住所の表示（現在の代表者からの委任が必要）
（事務所の所在地が現在の代表者の住所と同所の場合は事務所の所在地も表示）

☐ 前代表者の住所の表示（前代表者からの委任が必要）
（事務所の所在地が前代表者の住所と同所の場合は事務所の所在地も表示）

本人(委任者)	住　所	〒　　－　　※アパート・マンション名・部屋番号も記入してください **住所表示を希望する代表者本人（委任者）の住所・氏名・電話番号（自署）**		
	フリガナ		記名の場合は押印してください	電話番号
	氏　名			－　　－
代理人(受任者)	住　所	〒　　－　　※アパート・マンション名・部屋番号も記入してください **証明書請求手続きを受任した代理人の住所・氏名・電話番号**		
	フリガナ			電話番号
	氏　名			－　　－

資料 16

年　月　日

（申請日の日付）

中　津　川　市　長　様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名　称　〇〇自治会

所在地　市へ届け出た住所

代表者の氏名及び住所

氏　名　〇〇　〇〇

住　所　（上記代表者の方の住所）

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第 260 条の 38 第 1 項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○　申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名　　称	延　床　面　積	所　　在　　地
〇〇クラブ	△△㎡	中津川市中津川××番地□□

・土地

地　　目	面　　積	所　　在　　地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称　〇〇　〇〇

住　　所　（上記の方の住所）　他３０名（別紙）

登記名義人が複数人いる場合は、別紙を作成してください。

（別添書類）

1　申請不動産の登記事項証明書

2　申請不動産に関し、地方自治法第260条の38第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類

3　申請者が代表者であることを証する書類

4　地方自治法第260条の38第１項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

資料 17

年　月　日

中　津　川　市　長　様

（申請日の日付）

異議を述べる者の氏名及び住所

氏　名　〇〇　〇〇

住　所　（上記の方の住所）

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第 260 条の 38 第２項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

１　公告に関する事項

(1)　申請を行った認可地縁団体の名称

(2)　申請不動産に関する事項

・建物

名　　称	延　床　面　積	所　　在　　地
〇〇クラブ	△△㎡	中津川市中津川××番地□□

・土地

地　　目	面　　積	所　　在　　地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称　〇〇　〇〇

住　　所　（上記の方の住所）　他３０名（別紙）

(3)　公告期間　〇年〇月〇日～〇年〇月〇日

登記名義人が複数人いる場合は、別紙を作成してください。

２　異議を述べる登記関係者等の別

□　申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人

□　申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人

□　申請不動産の所有権を有することを疎明する者

当該不動産に対していずれかを選択

３　異議の内容（異議を述べる理由等）

（別添書類）

□　申請不動産の登記事項証明書

□　住民票の写し

□　その他の市町村長が必要と認める書類（　　）

（注）この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。